

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決
河原社会保険労務士事務所

紛争解決の代理業務もできる社会保険労務士(特定社会保険労務士)

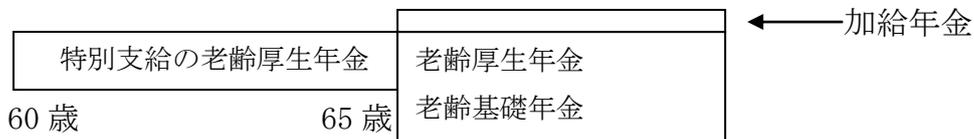
河原 清市

埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554

メールアドレス kawahara@kawahara-sr.com ホームページ kawahara-sr.com/

「年金請求書兼加給金勸奨状」の提出って、上から目線の文章だ！！

生年月日が昭和 24 年 4 月 2 日～昭和 28 年 4 月 1 日までの男性(女性の場合は、昭和 29 年 4 月 2 日～昭和 33 年 4 月 1 日まで)は 60 歳から特別支給の老齢厚生年金が支給されています。年金の 2 階部分だけが支給されていると考えればよいわけです。1 階部分は老齢基礎年金を事前に早めにもらっている人以外の人、65 歳まで、1 階部分は全くもらっていません。それが、65 歳になると、2 階部分に支給されている特別支給の老齢厚生年金は消滅してしまい、新たに老齢厚生年金が支給されます。また、老齢基礎年金も支給されます。下にその状況を示します。そこで、



日本年金機構は、上記の人に対して、

年金請求書兼加給金勸奨状を送りつけます。送りつけると言ったのは、年金請求書を送ればいいものをご丁寧に加給金勸奨状を送るからです。

加給年金は、厚生年金の加入が 20 年以上あり、本人が 65 歳時点で

65 歳未満の配偶者がいた場合や 18 歳の年度末未満の子どもがいた場合に

配偶者加給年金は、年間 39 万 0,100 円(22 万 4,500 円+特別加算 16 万 5,600 円)

第一子と第二子はそれぞれ年間 22 万 4,500 円が

2 階部分の老齢厚生年金に加算されます。

つまり、扶養手当と考えて、条件がクリアされれば当然に支給されるわけです。

だから、「勸奨状を送れ」とは全く不愉快のきわみです。

この請求書の不愉快の部分は、ほかにもあります。つまり、

年金請求書の記入が大変わかりづらいです。つまり

本人が、65 歳から老齢厚生年金を請求し、引き続き年金の受給を希望される方は何も

記入されないで自分の氏名と住所と記入日をかいて葉書を投函することになっております。

この件に関しては、65 歳から支給される退職共済年金の書類の方は、大変に分かりやすいです。

つまり、

本人が、65 歳から退職共済年金を請求し、引き続き年金の受給を希望される場合は、回答欄がちゃんとその右側にあり、そこに○をつけることになっています。

65 歳以降に繰り下げを希望する人は、回答欄の 2 に○をつけることになります。

年金機構のはがきの方は、投函しない人が多くみられるでしょう。

そして、支給が停止されて初めて騒ぎになることが予想されます。